

高齢の母親から生活費が足りないと相談された。詳しく話を聞くと、無料の商品がもらえるという会場に通っていたことが分かった。そこで母だけが販売員から声をかけられ、カーテンで仕切った小部屋に案内されて健康食品・布団・電位治療器など高額な商品を次々に契約させられたという。母は相手が仲の良い販売員だったので断り切れなかったと言っている。どうすればよいか。



催眠商法のトラブル



- | その3 | その2 | その1 |
|--|--|--|
| 勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。契約してしまった場合でも、勧誘時の状況によってはクーリング・オフが可能な場合があります。 | 長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。本人は気づかない場合も多いので、家族や周りの人も気を配りましょう。 | 無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗などを利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品や電位治療器などを勧められたという相談が全国の消費生活センターに寄せられています。 |

携帯電話に宝くじが当選したとメールが届いた。宝くじには興味があり時々買っていた。不安だったがチャンスと思い、当選金受け取り銀行口座と氏名を入力して返信した。すると当選金を受け取るための手数料として1万円が必要とのメールが来たので、クレジットカード番号などを入力して返信をした。その後何度も送金料やセキュリティ費用などの名目でお金を請求されて支払ったが、一向に当選金が受け取れない。



宝くじや懸賞に当選したというメール

- | その4 | その3 | その2 | その1 |
|--|---|--|--|
| 当選金をもらえると思い込み、手数料を送り続けてしまうケースも見られます。周囲の人は、日ごろから高齢者の様子に不審なところがないか見守りましょう。 | 相手に連絡したり、個人情報を入力して一度でも手続きなどを行ったとすると、その後も同じようなメールやSMSが届く可能性があります。一度お金を払ってしまったと取り戻すことは困難です。 | 実在する機関や事業者、またはそれと似たような名称を名乗り「当選した」「賞金もらえる」などと言われるケースがあります。身に覚えのないメールなどが届いた場合は、絶対に相手に連絡しないようにしましょう。 | 宝くじや懸賞に当選したというメールやSMSが届き、お金を受け取るための送金料や手数料を請求されたという相談が、全国の消費生活センターなどに寄せられています。 |

曾於市消費生活弁護士
相談会のお知らせ

日程 3月5日(水)
時間 午前10時～正午
場所 市役所 本庁 南棟2階 多目的室②

定員 4名
相談時間 1人30分
※相談無料。事前申込み順です

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。